

## 誓約書

私は洲本市営住宅の入居手続きを行うにあたり、私及び同居者が「暴力団員でないこと」を誓約するとともに、暴力団員に該当するか否かについて、必要がある場合、洲本市が警察に対して照会することに同意します。

また、入居後に、私又は同居者が暴力団員であることが判明し、住宅の明け渡しを請求された場合には、住宅を返還することを併せて誓約します。

平成 年 月 日

洲本市長 様

申込者

住 所

氏 名

### 洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

#### （入居者の資格）

第6条 普通市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

#### （入居の決定の取消し等）

第35条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、当該市営住宅の入居の決定を取り消し、又は当該市営住宅の明け渡しを請求することができる。

(10) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

#### （意見の聴取）

第40条 市長は、市営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、第6条第1項第5号に掲げる要件を満たすかどうかについて、洲本警察署長の意見を聴くことができる。

2 市長は、市営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、洲本警察署長の意見を聴くことができる。